

議案第65号

養父市長寿祝金等支給条例の一部を改正する条例の制定について

養父市長寿祝金等支給条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成29年12月 5 日提出

養父市長 広 瀬 栄

養父市条例第 号

養父市長寿祝金等支給条例の一部を改正する条例

養父市長寿祝金等支給条例（平成16年養父市条例第145号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

養父市長寿祝福条例

第1条中「長寿祝金等（以下「祝金等」という。）を支給」を「長寿祝品（以下「祝品」という。）を贈呈」に改める。

第2条の見出しを「(祝品の贈呈)」に改め、同条中「、100歳の者で市の区域内に住所を有するものに対し、祝金等を支給する」を「、当該年度中に満100歳の年齢を迎える者で市の区域内に住所を有する者に対し、祝品を贈呈する」に改める。

第3条の見出しを「(祝品の内容)」に改め、同条中「祝金等の額は」を「祝品は、3万円以内の品等とし、毎年」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 平成30年度における祝品の贈呈は、第2条に規定する年齢要件について、大正6年9月16日から大正7年3月31日までの間に生まれた者を加える。

議案第 65 号 養父市長寿祝金等支給条例の一部を改正する条例新旧対照条文（下線の部分は改正部分）

現 行	改 正 案
<p style="text-align: center;"><u>養父市長寿祝金等支給条例</u></p> <p>（目的）</p> <p>第 1 条 この条例は、高齢者に対して<u>長寿祝金等（以下「祝金等」という。）</u>を支給することにより、多年にわたり社会につくしてきた高齢者を敬愛し、長寿を祝うとともに、その福祉の増進に寄与することを目的とする。</p> <p><u>（祝金等の支給）</u></p> <p>第 2 条 市は、毎年 9 月 15 日現在において、<u>100 歳の者で市の区域内に住</u> <u>所を有するもの</u>に対し、祝金等を支給する。</p> <p><u>（祝金等の額）</u></p> <p>第 3 条 <u>祝金等の額は</u>、市長が別に定めるものとする。</p>	<p style="text-align: center;"><u>養父市長寿祝福条例</u></p> <p>（目的）</p> <p>第 1 条 この条例は、高齢者に対して<u>長寿祝品（以下「祝品」という。）</u>を贈呈することにより、多年にわたり社会につくしてきた高齢者を敬愛し、長寿を祝うとともに、その福祉の増進に寄与することを目的とする。</p> <p><u>（祝品の贈呈）</u></p> <p>第 2 条 市は、毎年 9 月 15 日現在において、<u>当該年度中に満 100 歳の年齢を</u> <u>迎える者で市の区域内に住</u> <u>所を有する者</u>に対し、祝品を贈呈する。</p> <p><u>（祝品の内容）</u></p> <p>第 3 条 <u>祝品は、3 万円以内の品等とし、毎年、</u>市長が別に定めるものとする。</p>